

平成 27 年 4 月 1 日スタート

創業を新たにお考えの皆様

波佐見町創業支援資金融資制度を創設し、町内での創業を サポートします！

1. 貸付対象

- ①町税を完納していること。
 - ②長崎県信用保証協会の保証対象業種であること。
 - ③銀行取引停止処分を現にうけていないこと。
 - ④営業許可、登録等を必要とする業種においては、当該営業許可、登録等を受けていること、又は受けることが確実なこと。
 - ⑤町内に住所を有し、かつ事業を営んでいない個人であって1月以内に波佐見町内で新たに事業を開始する具体的な計画がある者、又は事業を開始した日以降1年を経過していない者。
- ※会社も対象となる場合がありますのでお気軽にご相談ください。

2. 貸付金額 1事業者 500万円以内

3. 貸付期間 運転資金・設備資金 7年以内（うち据置期間1年以内）

4. 貸付利率 年1.4%

5. 保証料 波佐見町全額負担

《申込先》

東彼商工会波佐見支所

85-2069

《制度に関する問い合わせ先》

波佐見町役場 商工振興課 企業誘致係

85-2111